# 平成22年度の部会運営について

### 1 これまでの取組み

○ 障害のある人の地域生活を推進していく上での課題等につきまして、相談支援事業における事例等を通じて把握し、不足している社会資源やそれを満たすための方策について検討することを目的に、平成21年度より「地域生活支援部会」を障害者相談支援連絡調整会議(連絡調整会議)の部会として設置し、以下の取組みを行ってまいりました。

① 連絡調整会議における検討を通じた地域課題の把握	平成21年度に実施
② 把握した地域課題の分類	
(A:調整・連携が必要な課題、B:社会資源の改善が	
必要な課題、C:新たな事業展開が必要な課題、D:根	
本的な解決策の見出しが難しい課題)	
③ 分類ごとに、取組み方法について検討	平成22年度に実施

- 現在、課題ごとの取組み方法についての検討を進めているところですが、今後、 その結果を自立支援協議会へ提示し、相談支援事業全体へ反映させていくことを予 定しております。
- 一方、部会の運営につきましては、以下のような新たな課題が生じており、運営 全体の見直しが必要となってきております。
  - ・ 部会は現在、地域生活支援部会の1つのみでありますが、これに対し扱うテーマが幅広くなり過ぎています。
  - ・ 「根本的な解決策の見出しが難しい課題 (分類:D)」に対する取組みが強く 求められています。
  - ・ 今年度、初めて取組んだ事業評価について、来年度はより充実させていく必要があるため、専門部会化(プロジェクト化)して、集中的に取組む必要があります。

- ・ 部会の役割分担があいまいになってきており、運営負担や部会構成が特定の 事業者に偏ってきています。
- ・ 今年度下半期より連絡調整会議は各行政区単位に再編成したところですが、 部会は全市的な課題を検討する場でありますことから、区の会議の部会と位置 付けることは適当ではありません。
- これらの課題に対応していくため、平成22年度からは、今までの地域生活支援 部会の取組みを強化しつつ、新たな部会の設置・各部会の役割の再構成を行うとと もに、これら部会を自立支援協議会の部会として位置付けることを考えています。

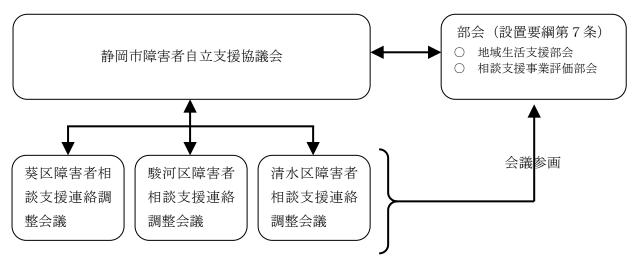
## 2 平成22年度部会運営方針(案)

### (1) 運営方針

自立支援協議会の部会(設置要綱第7条)として、次の部会を設置することとします。

- ① 地域生活支援部会(従来の連絡調整会議地域生活支援部会を移行)
- ② 相談支援事業評価部会(新規)
- ※ この他にも部会設置が必要となった場合には、自立支援協議会において 協議の上、随時、設置していくこととします。

(部会設置のイメージ)



### (2) 各部会の目的・役割・実施内容等

部会名	地域生活支援部会(移行)	相談支援事業評価部会(新規)
目的	障害のある人の地域生活を推進していく上での地域課題に	相談支援事業の事業実施基準確立、事業者自らの自己改善
	ついて、相談支援事業における事例等を通じて把握し、不足	意識の醸成、支援ノウハウ共有・フィードバック体制の整備
	している仕組み・社会資源を満たすための方策について検討	を進めるとともに、利用者(市民)への説明責任を果たすた
	します。	め、公平・公正な事業評価を実施します。
役割	障害のある人の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改	相談支援事業者の評価に関する事務を本格的に実施してい
	善等に関することの検討を、実務者レベルで行います。(設置	くため、評価基準や評価方法の検討・策定を進めるとともに、
	要綱第2条第3号関係)	実際の評価事務を共同して実施します。(設置要綱第2条第1
		号関係)
		なお、部会では、担当課(障害者福祉課・精神保健福祉課)
		以外の視点を取り入れることで、より客観性の高い評価を行
		っていくことを目指します。
実施内容	・ 地域課題の把握	<ul><li>評価基準の検討・策定</li></ul>
	・ 地域課題の分類	・ 平成22年度評価方法の検討・策定
	・ 分類ごとの取組み課題の検討	・ 評価事務の実施
		・ 評価結果の取りまとめ・分析
平成22年度	取組み課題の取りまとめを行い、その内容を第8回自立支	評価基準・評価方法を確立し、これに基づく平成22年度
の目標	援協議会へ提示し、事業全体への反映を目指します。	評価を実施します。
平成22年度	隔月開催 (状況に応じて臨時会あり)	上半期に集中開催
スケジュール		年内に平成22年度評価を実施
構成	<ul><li>各区連絡調整会議(相談支援事業者)</li></ul>	・ 障害福祉サービス事業者
	・ 障害福祉サービス事業者	・ 障害者相談支援推進センター (静岡市障害者協会)
	• 当事者団体	・ 3区役所の代表
	・ 障害者相談支援推進センター (静岡市障害者協会)	<ul><li>障害者福祉課・精神保健福祉課</li></ul>
	・ 3区役所の代表	
	<ul><li>障害者福祉課・精神保健福祉課</li></ul>	
事務局 (庶務)	障害者相談支援推進センター (静岡市障害者協会)	障害者福祉課・精神保健福祉課
行政担当課	障害者福祉課	障害者福祉課・精神保健福祉課

<sup>※</sup> 相談支援事業者及び3区役所の代表につきましては、参加する部会を分担し、偏り・重複が生じないようにします。また、その他の構成機関についても、各機関において参加者の調整・分担を行い、参加者が重複しないようにします。